

平成28年4月1日

新農業委員会制度がスタートしました！！



### ここがポイント！

**農業委員会の役割が「農地等の利用の最適化の推進」として強化されます。**

農業委員会は農地法の許認可事務だけでなく、これまで以上に**担い手への農地集約・集積化、耕作放棄地の発生防止・解消、農業への新規参入の促進**に積極的に取り組んでいきます。

### ここがポイント！

**農業委員の選出方法が変わりました。（公選制から地域推薦・公募になりました）**

これまでの公職選を廃止し、**市長が議会の同意を得て任命する方法**に変わりました。

農業委員は、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に関する職務を適切に行うことができる者のうちから任命することとなりました。

市長は、任命に当り、あらかじめ地域の農業者や農業団体等に候補者の推薦を求め公募も行います。推薦と応募の結果は公表が義務付けられ、市長はこれを尊重することが求められています。

また、**認定農業者を過半に任命し、利害関係者以外も1人以上登用、女性や青年の積極的な登用促進**が求められています。

※これに伴い、毎年行っていた**農業委員選挙人名簿登録申請書の提出は廃止**となりました。

※鹿沼市農業委員は、経過措置として現任委員の任期満了日である平成29年7月19日まで引き続き在任します。

※選任後の農業委員数は現行の約半数程度となります。

### ここがポイント！

**農地利用最適化推進委員が新設されました。**

主に合議体としての意思決定を行う農業委員とは別に、農地等の利用の最適化の推進のため、担当地区における農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者の内から、農地利用最適化推進委員を委嘱することとなりました。農業委員会は、**区域ごとに農業者等から推進委員の候補者の推薦を求め、希望者を募集**し、その結果を公表、尊重します。

※推薦・募集は、農業委員選出に合わせて行います。

### ○農地利用最適化推進委員とは

農地利用最適化推進委員は、農業委員と同じく、鹿沼市の「**非常勤の特別職公務員**」であり、農業委員と力を合わせて「**農地等の利用の最適化の推進**」のための現場活動を行います。

区域ごとに委嘱される推進委員は、担当地域での遊休農地の発生防止・解消に向けた農地パトロールや農地所有者等への働きかけに日々取り組んでいただくほか、人・農地プランなど地域の話し合いで担い手への農地集積に向けた機運づくり、個別訪問を通じた農地の貸し手や借り手の掘り起し活動により農地利用の集積・集約化に取り組んでいただきます。

※日常的な現場活動は推進委員が中心となり農業委員と連携して対応します。